

令和2年度 入湯税の用途について

入湯税は、鉱泉浴場の入湯行為に対して、入湯客に課税される税金です。

この税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることとされており、その用途が特定されている目的税です。

南牧村の令和2年度の用途状況は、以下のとおりです。

令和2年度 入湯税決算額 32千円

入湯税の用途状況

単位：千円

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国 県 支出金	地方債	その他	入湯税	その他
観光施設の整備 公衆トイレ整備	7,733		7,700		32	1